

IDの法的解釈と立法政策

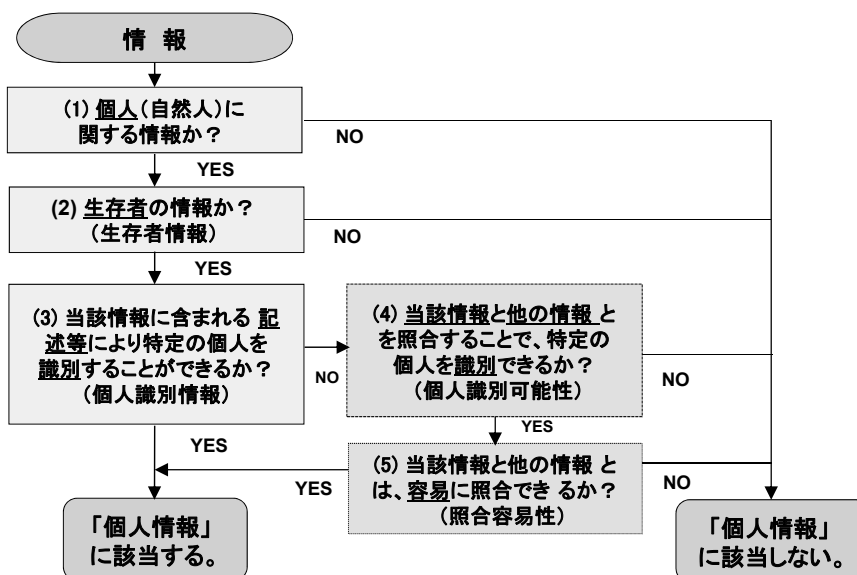
個人情報保護法とプライバシー

新潟大学法科大学院 教授
鈴木 正朝

suzuki-masatomo@nifty.com

<http://www.rompal.com/>

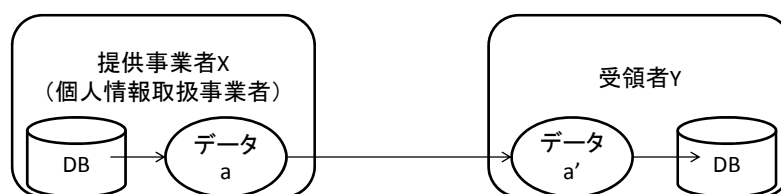
「個人情報」該当性の判断



「個人情報」の定義(2条1項)

- 誰が「識別」するのか、その主語は条文上明らかではない。したがって、特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。
 1. 事業者基準説:「個人情報取扱事業者」を基準として判断する
 - *「従業者」基準説
 2. 本人基準説:個別具体的な「本人」または一般的な「個人」を基準として判断する

IDの提供と個人情報保護法23条適用の有無



提供事業者X	→(提供)→	受領者Y	Xの23条適用の有無
特定個人識別性あり ○	→ 個人データ	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	→	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	→	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	→ ID	特定個人識別性なし ×	経産省 : あり 総務省 : なし

「個人情報」の定義(2条1項)

1. 第三者提供(23条)における識別性判断の主体

- (1) 提供事業者基準説(個人情報取扱事業者)
- (2) 受領者基準説(受領者が個人情報取扱事業者であるか否かを問わない。)

* 個人データ流出(20~22条)の場合は?

2. 容易照合性判断における主体

- (1) 事業者基準説(事業者全体から評価する)
- (2) 従業者基準説(データを取り扱っている自然人を基準に容易照合性判断を行う)

「個人情報」と「プライバシー情報」

公開・非公開、センシティブ性・プライバシー性等情報の価値の有無を問わない。

特定個人の識別性のないプライバシー情報という類型も観念し得る。

個人情報

・生存する特定個人の
識別情報

多くの個人情報はプライバシー性を有する。

↓
個人情報保護法と民法(契約・不法行為)等
両面の確認が必要

プライバシー情報

1. 私生活上の事実情報
 2. 非公知情報
 3. 一般人なら公開を望まない情報
- 「みだりに」

行政規制(行政庁)

民事規整(裁判所)

IDをめぐる法的問題(例)

特定個人が識別されないデータは自由流通を認めるべきか？IDの受領者の場合が問題となる。

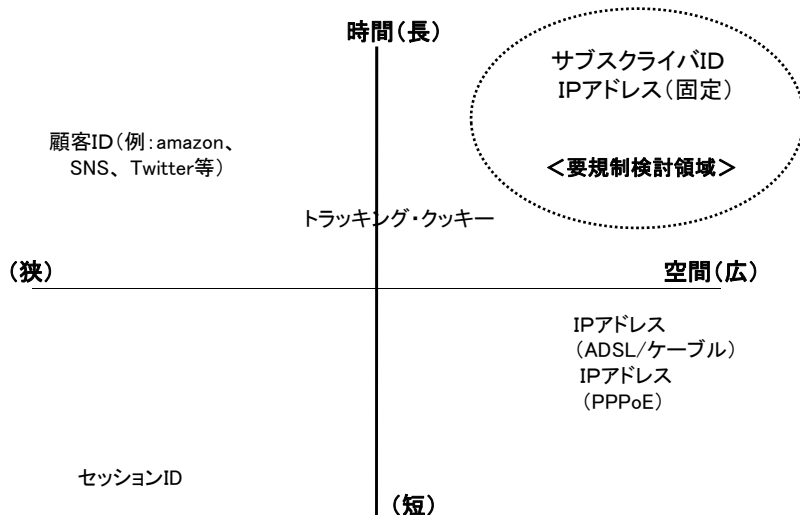
(1) 購買履歴付きのサブスクライバIDの自由な売買・転売は許されるべきか？

(2) CPUの固有番号が発信される仕様を許し、それを特定個人を識別できないかたちで自由に利用することは許されるべきか？

* 医療カルテから分離され特定個人が識別されない遺伝子情報は、自由に利用されるべきか？

→ 直罰型規制は、規制の実効性において不十分

IDの法的評価の一例(時間軸と空間軸)



(独立行政法人産業技術総合研究所 主任研究員 高木浩光氏の提言)

「共通番号制度」導入の背景と論点

- (1) 財政再建の必要性
- (2) 財政再建の方法—増税は必要か？
- (3) 増税策—消費税か、法人税他は？
- (4) 消費税に逆進性はあるか？
- (5) 消費税増税に低所得者層対策は必要か？
- (6) 消費税の逆進性の緩和(低所得者層対策)に「給付金付き税額控除」は有効か？「一律給付」はどうか？

「共通番号制度」導入の背景と論点

- (7) 給付金付き税額控除のために「納税番号制度」は必要か？
- (8) 税と社会保障の一体化政策の推進のために「納税番号」と「社会保障番号」を共通化(共通番号化)する必要性はあるか？
- (9) どのような情報とどのような情報を何のためにどのように照合するのか？
- (10) 消費税増税によって、少子高齢社会に対応したどのようなセーフティネットが構築されるのか？

プライバシー情報保護法制

- 特定個人が識別されなければ自由流通していいという形式論が横行するのは、何を守らなければならないかという実体的、価値的評価を逃げてきた結果、起きている問題である。

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

1. 第三者機関の組織
 - (1) 行政府に設置(主務大臣制撤廃)
 - ・3条委員会(独立行政委員会)
 - (2) 立法府に設置(主務大臣制度併置)
 - ・情報保護院(私案)
 - (3) 会計検査院の活用(主務大臣制度併置)
 - ・プライバシー情報検査権の付与(会計検査院法改正)

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

2. 第三者機関の権限—情報保護院(私案)の場合

(1) プライバシー情報を用いる制度の創設・情報システム等の導入に際してのPIA(プライバシー・インパクト・アセスメント)

(2) プライバシー情報保護法に基づく、プライバシー情報調査権の創設(議院の国政調査権の具体化)

(3) 国会(各議院)への報告(必要に応じて立法)

(4) 主務大臣等への勧告(処分権は主務大臣)

(5) 罰則(議院証言法と同等のもの)

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

3. 第三者機関の要員

(1) 独立採用制度

(2) 要員スキルの明確化

・弁護士及び法務博士

・公認会計士及び公認会計士補

・IT研究者及びSE

・省庁出向者(厚労[医療情報]、総務[通信情報]、財務金融([信用情報]))